
第4章 計画の推進に向けて

- 1 施策を実現するための体制づくり等
- 2 計画のフォローアップ

1 施策を実現するための体制づくり等

- 前章に掲げた施策の推進に向けて、行政の実施機関である都内特定行政庁、消防、警察、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関はもとより、建築物の設計から維持管理までの実務の実施主体となる、建築士、建設業者、建物管理者等の民間の関係団体との連携を図ることが重要である。
- 国においては、法令改正やマニュアル・ガイドラインの作成、補助による支援等、様々な取組が行われているが、本計画の推進に当たって、更なる法制度の整備や支援策等が必要となることが考えられる。また、重大な事故・災害・違反事案の発生時には、国とも連携して対応していく必要がある。
- 一方、行政内部に目を向けると、確認件数のシェアは年々低下しており、職員が実務を経験する機会が減少しているが、的確な確認検査、建築基準法に基づく許可、指定確認検査機関の指導等を実施していくためには、職員の技術力の維持が不可欠である。そのため、確認検査等に必要なノウハウを維持していくことが重要な課題となっている。
- 指定確認検査機関等においても、職員の高齢化等により、技術の継承が課題となっており、確認検査担当者の人材育成・確保は、官民共通の課題となっている。
- また、施策の円滑な推進に当たっては、建築物の設計から除却までのライフサイクルにおいて、建築士、建設業者、建物管理者等が、それぞれの立場からその役割を適切に果たしていくよう、建築関係業界の人材の育成も重要である。

建築物のライフサイクルに応じた関係者の役割分担イメージ

建築物の ライフサイクル	主体	特定行政庁 ・ 建築主事	指定確認 検査機関	指定構造計算 適合性判定機関	建設業者 (工事管理者)	建築士・事務所 (工事監理者)	建築主・建物所有者(管理者)	
							エンドユーザー	不動産業者
設計						●	●	●
建築確認		●	●	●		●	●	●
工 事 中	中間検査	●	●		●	●	●	●
	(工事中の事故)	●			●	●	●	●
	完了検査	●	●		●	●	●	●
使用時		● 定期報告 違反取締等			● 増改築工事	● 増改築 定期報告	● 増改築 定期報告	● 売買、増改築 定期報告
除却		● (工事中の事故)			●		●	●

1 施策を実現するための体制づくり等

(1) 国、関係機関、関係団体等との連携の強化

- 都内特定行政庁に対してマネジメント計画を策定する際の指針として本計画を示し、都と連携した取組を求めていく。
- 行政間、指定確認検査機関、構造計算適合性判定機関との連絡会議を定期的で開催し、課題等について意見交換や情報共有を行い、施策を円滑に推進していく。
- 有効な取組については、他の特定行政庁や指定確認検査機関等への取組を促すなど、調整を行う。
- 民間の建築関係団体等とも説明会の実施や「東京都建築安全マネジメント推進協議会」などの場を活用した意見交換を行い、情報共有を図る。
- 全国的な枠組の中で施策を展開しているものについては、日本建築行政会議などの場を活用し、社会状況の変化や地域の実情を踏まえながら、法制度の整備・見直しなどについて、国と意見交換を行う。

(2) 人材育成

①研修や資格取得等を通じて、職員の技術力の維持・向上を図る。

【取組例】

- 有資格者（建築主事等）による建築確認審査等の事例を題材にした研修を実施し、審査能力の向上を図る。
- 資格取得支援制度を活用し、資格の取得を促進する。

②関係機関、関係団体等と連携して、建築関係業界の人材の育成を図る。

【取組例】

- 都内特定行政庁、消防、指定確認検査機関等の若手職員を中心に、合同の研修会、勉強会等を開催し、相互に人材の育成を図る。
- 特定行政庁、消防、指定確認検査機関等との人事交流を検討する。
- 建築基準法等の規定に関する知識や ICT技術の習得をはじめとした民間団体等の主催する研修会、勉強会等の人材育成の取組に協力、支援する。

2 計画のフォローアップ

- 本計画に記載した取組は、東京都建築安全マネジメント推進協議会及び必要に応じて行政部会等を活用し、取組の進捗状況を確認していくとともに、取組の効果の検証を行う。
- 効果の検証においては、本計画の実施所管部署を中心に行い、必要に応じて本計画の内容を見直すなどフィードバックを行うものとする。

参考

東京都建築安全マネジメント推進協議会委員

区分	所属	職名
学識経験者	東京大学大学院工学系研究科 建築学専攻 元 国土交通省住宅局	特任教授 市街地建築課長
建築関係団体	一般社団法人 東京建築士会 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 一般社団法人 日本建設業連合会 一般社団法人 住宅生産団体連合会 一般社団法人 日本エレベーター協会 一般社団法人 不動産協会 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部	専務理事 専務理事 副支部長 JSCA東京代表 常務理事 副会長・専務理事 専務理事 事務局長 副会長 副本部長
建物所有者団体	一般社団法人 東京ビルディング協会	事務局次長
弁護士	第一東京弁護士会	
消費者団体	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟	理事
金融	独立行政法人 住宅金融支援機構	地域業務第一部地域連携第二グループ長
指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 一般財団法人 日本建築センター 日本ERI株式会社	建築審査部長 確認検査部長 確認調査部長
特定行政庁	第1ブロック代表 第2ブロック代表 第3ブロック代表 第4ブロック代表 第5ブロック代表 第6ブロック代表	建築主務課長 建築主務課長 建築主務課長 建築主務課長 建築主務課長 建築主務課長
都関係部局	警視庁生活安全部 東京消防庁予防部 住宅政策本部住宅企画部 多摩建築指導事務所 都市整備局市街地建築部 都市整備局市街地建築部 都市整備局市街地建築部 都市整備局市街地建築部	保安課長 参事 兼 予防課長 不動産業課長 所長 部長 建築企画課長 建築指導課長 建設業課長